

野田市農業委員会総会会議録（第13回）

1. 野田市農業委員会会長遠藤一彦は平成23年11月22日午後3時00分、野田市農業委員会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番 遠藤一彦	2番 鳩貝道夫
3番 千久田祐子	4番 古谷文夫
5番 福田辰雄	6番 宇野澤政夫
7番 石山幹雄	8番 石山光男
9番 岡田日出男	10番 渡辺昭博
11番 逆井智	12番 内田陽一
13番 石井政治	14番 川辺茂
15番 中村利久	16番 青木進
17番 染谷茂夫	18番 中村始次
19番 江村正義	20番 望月秀嗣
21番 岡田新次郎	22番 根本清史
23番 岩井忠実	24番 藤井省吾
25番 瀬能良一	26番 竹内美穂
27番 寺田栄	

1. 欠席委員（なし）

議案目次

1. 議事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請（農業委員会）について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 平成24年度野田市農政に関する建議について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第5号 農地の現況に関する照会について

1. 委員会の書記は、次のとおりである。

事務局長	青木 茂男
事務局長補佐	須賀田豊明
農地係長	鈴木 和則
農政係長	中村 清

議長 ただいまから、平成23年度第13回野田市農業委員会を開会します。

本日欠席者はありません。

14番、川辺委員からは遅参の申し出がありましたので、ご報告いたします。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により議長指名でご異議ありませんか。（「異議なし」の声多数）

「異議なし」と認めます。

10番、渡辺昭博委員、12番、内田陽一委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第5号となっております。

ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請（農業委員会）について」を議題といたします。

初めに、整理番号1番について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案第1号、整理番号1番についてご説明申し上げます。

1ページとなります。

本件は、所有権移転における農地法第3条第1項に基づく許可申請となっております。

申請地は、田1筆1,596平方メートルとなっております。

農地法第3条関係事務指針に基づき、農地法第3条第2項規定の許可審査基準の第1号から第7号により不許可の項目については、該当ありませんでした。

当該地においては、譲受人については農業経営拡大のため、譲渡人については労力不足

のためとされております。

申請年月日は平成23年11月9日、同日農業委員会受け付けとなっております。

議長 次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

農地係長 議案第1号、整理番号2番についてご説明申し上げます。

本件は、所有権移転における農地法第3条第1項に基づく許可申請となっております。

申請地は、畑1筆793平方メートルとなっております。

農地法第3条関係事務指針に基づき、農地法第3条第2項規定の許可審査基準の第1号から第7号により不許可の項目については、該当ありませんでした。

当該地においては、譲受人については農業経営拡大のため、譲渡人については労力不足のためとされております。

申請年月日は平成23年11月10日、同日農業委員会受け付けとなっております。

議長 次に整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

農地係長 議案第1号、整理番号3番についてご説明申し上げます。

本件は、所有権移転における農地法第3条第1項に基づく許可申請となっております。

申請地は、畑1筆866平方メートルとなっております。

農地法第3条関係事務指針に基づき、農地法第3条第2項規定の許可申請審査基準第1号から第7号により不許可の項目については、該当ありませんでした。

当該地においては、譲受人については耕作利便のため、譲渡人については譲受人からの要望によるためとされております。

申請年月日は平成23年11月7日、同日農業委員会受け付けとなっております。

議長 次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

農地係長 議案第1号、整理番号4番についてご説明申し上げます。

2ページとなります。

本件は、所有権移転における農地法第3条第1項に基づく許可申請となっております。

申請地は、畑1筆687平方メートルとなっております。

農地法第3条関係事務指針に基づき、農地法第3条第2項規定の許可審査基準の第1号から第7号による不許可の項目については、該当ありませんでした。

当該地においては、譲受人については農業経営拡大のため、譲渡人については労力不足

のためとされております。

申請年月日は平成23年11月9日、同日農業委員会受け付けとなっております。

議長 次に、整理番号5番について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案第1号、整理番号5番についてご説明申し上げます。

本件は所有権移転における農地法第3条第1項に基づく許可申請となっております。

申請地は、畑1筆760平方メートルとなっております。

農地法第3条関係事務指針に基づき、農地法第3条第2項規定の許可審査基準の第1号から第7号により不許可の項目については、該当ありませんでした。

当該区においては、譲受人については耕作利便のため、譲渡人については農業経営の縮小のためとされております。

申請年月日は平成23年11月7日、同日農業委員会受け付けとなっております。

なお、議案第1号1番から5番においては、平成23年11月18日、現地調査において審査書類を確認し、現地調査不要と認められましたので、現地調査を実施しておりませんことを申し添えます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。質問やご意見のある方は挙手をお願いいたします。

石山委員。

石山（光）委員 4番の案件ですけれども、譲受人のほうで〇〇さんとこれは書かれていますけれども、上三ヶ尾で〇〇さんという家は何軒もあるけれども、〇〇というのは初めて聞いたんですが、〇〇で間違いはないですか。

農地係長 こちらの名称については住民記録のほうを使わせていただいておりますので、住民記録のほうから、それを使わせていただいて。

石山（光）委員 じゃ、〇〇さん。

農地係長 はい。

石山（光）委員 はい、了解。

議長 ほかにありますか。（「質議なし」の声多数）

「質議なし」と認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。（挙手全員）

「全員挙手」されました。

よって本案は原案どおり可決されました。

議長 次に移ります。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

本案の整理番号1番については、野田市農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限を受ける委員がいるため、整理番号2番について先議いたします。

整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

農地係長 議案第2号、整理番号2番についてご説明申し上げます。

農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請についてでございます。

申請地は、畑2筆721平方メートルとなっております。転用の目的は、貸車両置場用地です。

以上です。

議長 本案については現地調査が行われておりますので、第1班の調査班より説明をお願いいたします。

岡田（日）委員 皆さんこんにちは。今月の現地調査班は第1班ということで、11月18日に行いました。その結果をただいま報告いたしますが、この議案のほうを中村委員さんのほうから報告いたしますので、よろしく願いいたします。

中村（始）委員 それではご報告いたします。

議案第2号、整理番号2番です。現地調査1班の中村です。よろしく願いいたします。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農用地区域内の農地ではなく、甲種農地にも該当せず、3種農地の要件である周辺に公共施設などもないことから、2種農地であると判断されます。

計画内容は、中古車30台分の貸車輛置場用地で、埋立て行為などは行わず、碎石敷きの

整地を行うものです。

給排水関係につきましては、給水はなく、雨水は敷地内浸透となっております。また、周辺農地への被害防除はないと判断されます。

事業計画及び申請添付書類による現地調査結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上、ご報告申し上げます。

議長 ありがとうございます。

農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

農地係長 農地の区分等につきましては、今、委員さんからご報告があったとおりでございます。転用目的については中古車の貸車両置場を整備しようとするものです。

まず信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、特段問題なく、車両置き場利用者の要望書も添付されております。

それから、転用行為の妨げとなる権利を有する者の申請に係る同意を受けていない場合は許可しないということとなっておりますが、農地基本台帳を確認して賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性において適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上は問題ないと判断されます。

申請年月日は平成23年11月10日、同日農業委員会受け付けとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は挙手をお願いいたします。（「質疑なし」の声多数）

「質疑なし」と認めます。

これより議案第2号、整理番号2番について採決いたします。

本案の整理番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

「全員賛成」と認めます。

よって、本案の整理番号2番については、原案どおり可決されました。

次に議事参与の制限を受ける案件に移ります。

野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、逆井智委員の退席を求めます。

（逆井委員退席）

議長 それでは整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

農地係長 議案第2号、整理番号1番についてご説明申し上げます。

3ページとなります。

農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請についてでございます。

申請地は、畑1筆184平方メートルとなっております。

転用の目的は、貸駐車場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より説明をお願いいたします。

染谷委員 現地調査1班、染谷です。よろしく申し上げます。

議案第2号、整理番号1番についてご報告いたします。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農用区域内の農地ではなく、甲種農地にも該当せず、3種農地の要件である周辺に公共施設などもないことから、2種農地であると判断されます。

計画内容は、近隣にある会社の従業員用駐車場を整備したいとするもので、埋立て行為は行わず、砕石敷きの整地を行うものです。

給排水関係については、給水はなく、雨水は敷地内浸透となっております。また、周辺農地への被害防除はないと判断されます。

事業計画及び申請添付書類により現地調査結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。

農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

農地係長 農地区分としましては、今、委員さんからご報告があったとおりでございます。

転用目的につきましては、会社従業員用の貸駐車場を整備しようとするものです。

まず、資力及び信用についてでございますが、資力については預金残高証明書が添付されております。また信用については、過去の状況を確認したところ特段問題なく、駐車場利用者からの要望書も添付されております。

それから、転用行為の妨げとなる権利を有する者の申請に係る同意を得ていない場合は、許可しないこととなっておりますが、農地基本台帳を確認して賃借人等はないため、該当しないと考えます。

また申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性において適正であり、防対計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

申請年月日は平成23年11月10日、同日農業委員会受け付けとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は挙手をお願いいたします。（「質疑なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

これより議案第2号、整理番号1番について採決いたします。

本案の整理番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。（挙手全員）

ありがとうございました。「全員賛成」と認めます。

よって、本案の整理番号1番については、原案どおり可決されました。

退席者の入室を認めます。（逆井委員復席）

それでは、次に移ります。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

整理番号1番について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案第3号 整理番号1番についてご説明申し上げます。

4ページになります。

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。

本件については農地法の所定の手続きをせずに、昭和40年ごろ住宅を建築、宅地として利用され現在に至っております。

平成2年11月撮影の写真及び現況写真の状況並びに経過説明書及び現地調査から、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条第1項の規定に処分を受けておりませんので、要件を満たしていると考えます。

申請年月日は平成23年11月7日、同日農業委員会受け付けとなっております。

以上です。

議長 整理番号 2 番について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案第 3 号、整理番号 2 番についてご説明申し上げます。

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いでございます。

本件については、農地法の所定の手続をせずに、大正11年ごろから宅地として利用され現在に至っております。

昭和44年 5 月撮影の空中写真及び現況写真の状況並びに経過説明書及び現地調査から、農地法の所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条第1項の規定による処分を受けておりませんので、要件を満たしていると考えます。

申請年月日は平成23年11月 7 日、同日農業委員会受け付けとなっております。

以上です。

議長 整理番号 3 番について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案第 3 号、整理番号 3 番についてご説明申し上げます。

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いでございます。

本件については、農地法の所定の手続をせずに昭和25年ごろに住宅などを建築、宅地として利用され現在に至っております。平成 2 年11月撮影の空中写真及び現況写真の状況並びに経過説明書及び現地調査から、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつこの間、農地法第51条第1項の規定による処分を受けておりませんので、要件を満たしていると考えます。

申請年月日は平成23年11月10日、同日農業委員会受け付けとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は挙手をお願いいたします。（「質議なし」の声あり）

「質議なし」と認めます。

これより議案第 3 号について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。（挙手全員）

「全員賛成」と認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第 4 号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

「一般」について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案第4号1番について、1番から22番につきましてご説明を申し上げます。

5ページから7ページまでです。

野田市長より平成23年11月10日付で、農用地利用集積計画の決定を求められています。1年9カ月の賃借権の新規設定が田10筆1万2,529平方メートル、5年間の賃借権の新規設定が、田9筆1万6,148平方メートル、5年間の賃借権の再設定が畑3筆1,490平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は挙手をお願いいたします。（「質議なし」の声）

「質議なし」と認めます。

これより議案第4号について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。（挙手全員）

「全員賛成」と認めます。

よって本案は原案どおり可決されました。

次に移ります。

議案第5号「平成24年度野田市農政に関する建議について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農政係長 議案第5号 平成24年度野田市農政に関する建議について、ご説明を申し上げます。

建議につきましては、農業委員会等に関する法律第6条第3項に規定されているとおり、農業委員会が農業者の代表機関としての役割を発揮するという特に認められた機能の一つでございます。

野田市農政に関する建議書につきましては、毎年11月下旬を目途に提出し、市の予算の編成に当たり要望を行っているところであります。

しかしながら、建議書の内容につきまして見直しをしてから約10年が経過しております。毎年ほぼ同じ内容になっているのが実情でございます。

そこで今回、抜本的な見直しを図るため、近隣の農業委員会から建議書を取り寄せまして、大幅な見直しを行いました。

見直した内容につきましては、毎年ほぼ同じ内容のものについては極力削除をしつつ、

重要と思われるものに絞って残しました。そして、やるべきものと思われるもので実施していないものを新規に組み込みました。また、改善すべき事項と新規事業に位置づけてほしいものを加えました。

建議書のつくりにつきましては、新たに担い手育成対策の要望項目を加えたことと、それぞれの要望の理由とその根拠になるデータを添付いたしました。

なお、建議書の案の作成に当たりましては、運営委員会で協議の上作成いたしましたことを申し添えます。

それでは10ページをお開きいただきたいと思います。

読み上げて提案をさせていただきます。

上の部分は割愛させていただきます。

平成24年度野田市農政に関する建議。

福島第1原発の事故による放射能汚染は、いまだ収束の方向が見えず、東葛地域は放射線量が高いことから住民の不安は広がる一方です。市の自主的な放射線量の測定や除染対策、農産物への放射性物質の検査、測定・検査結果の公表等の取り組みにより、住民の農産物に対する安全・安心の確保、風評被害防止につながり、農業生産者の経営にとって大きな支援となっています。

農業委員会では、10月5日の農業者等との意見交換会で「放射能問題と農業について」学習を行うとともに、11月11日には甚大な液状化被害を受けた香取市の水田地帯を視察し、見聞を広げたところです。

政府はTPP参加を喫緊の課題としていますが、農林水産省の試算では食料自給率は40%から14%にダウンし、農業産出額が4.1兆円減となり、日本農業は壊滅的な打撃を受けることとなります。このことは、食料自給率50%達成を目指す昨年3月に国が決定した「新たな食料・農業・農村基本計画」に反します。また、洪水防止機能、水質浄化機能、生態保存機能など、環境や国土保全等の農林水産業の多面的な機能も喪失します。

TPP参加に反対もしくは慎重な検討を求める意見書が9月までに43道県議会で可決され、全国1,719市町村議会のうち1,495議会で可決されています。

農業委員会では、1月に全国農業会議所が「TPP交渉参加反対1千万署名全国運動実施要領」を定め、全国の農業委員会で実施することとしたことに伴い、2月の全員協議会で取り組むことを決定しました。また3月2日の「TPP参加阻止千葉県民集会」には16人が参加しました。

農業を取り巻く厳しい状況が続きますが、「野田市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、具体的な農業施策を積極的に推進し、持続可能な農業経営の確立に向け、平成24年度の予算措置並びに各種施策の実施に当たり特段のご配慮を賜りますよう、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定により別記の要望事項について建

議します。

平成24年度野田市農政に関する要望事項。

1、農業生産基盤対策。

(1) 農地法の改正に伴い、遊休農地の解消対策が農業委員会業務に位置づけられたことにより、農業委員会では農地パトロールと併行して所有者に対する貸付の意向調査や営農再開の指導を行っています。しかし、畑地の解消対策には難しいものがあるため、市民農園としての活用などについて協力をお願いしたい。

(2) 農産物価格の低迷や高齢化・後継者不足による農業従事者の減少という構造的原因により、耕作放棄地が拡大しています。市においては、改正農業経営基盤強化促進法で新設された農地利用集積円滑化事業等により、農用地の利用集積を強力に推進されたい。

(3) 市内の販売農家の8割を占める零細農家・兼業農家の経営安定のため、生産コストに見合った価格保障制度の新設と戸別所得補償制度の内容充実について国に要請されたい。

(4) TPP参加は、完全な自由貿易と例外なき関税の撤廃により日本農業は壊滅的な状況に追い込まれます。農林水産省の試算を参考に試算した野田市の農業産出額は21億円の減額となり、25%の減少となる。野田市としてTPP参加反対の意見書を国へ提出されたい。

(5) 農家は放射能汚染と風評被害により農産物の生産や出荷に苦慮しています。農家が放射性物質の濃度検査を希望した場合、農産物や堆肥化する落ち葉などの検体を持ち込み検査ができるよう柔軟な対応を図られたい。

12ページに移りまして、第2の要望事項であります担い手育成対策のほうに移らせていただきたいと思います。

(1) 野田市には現在136名の認定農業者がいますが、未組織のため懇談会や研修会が開催されていない状況にあります。早期に協議会等を設置し、認定農業者間の交流の促進と要望の聞き取りを行うとともに、認定農業者に対する補助金や農業技術などの情報提供について支援をお願いしたい。

(2) 実態として農家の大半を家族経営が占めていますが、農業に従事する世帯員がそれぞれ意欲とやりがいを持って経営に参画できるよう、就業の条件や環境などについて取り決めるを行う家族経営協定を結ぶことは極めて重要です。家族経営協定について啓発や情報提供により積極的な推進をお願いしたい。

(3) 農業経営改善支援センターは、農家の総合相談窓口として設置されたものですが、農家にほとんど周知されていません。農業経営が厳しい状況下、農家のための相談機関として啓発と内容の充実を図られたい。

(4) 認定農業者が5カ年を目標に作成した農業経営改善計画は、多くの場合、達成できていないことが実態としてあります。誇りと情熱を持てるような技術支援と経営のノウハウ

ウを体得する指導・助言など、強力な支援を講じられたい。

(5) 野田市農産物ブランド化推進協議会の設立により、認定の申請件数及び認定を受けた野田ブランド農産物の販売は堅調に推移しています。今後、認定農産物の品目の拡大や販路の拡張、さらなる高付加価値化に努力されたい。また、野田ブランド農産物の購入方法・場所等について積極的な情報提供に努められたい。

14ページに移りまして、3番目の要望項目であります環境整備対策にいきます。

(1) 農道の舗装整備を積極的に進められたい。特に、地元住民が生活道路として利用している道路の陥没や路肩が崩落するなど危険な箇所については、早急な舗装整備をお願いしたい。

(2) 農免道路と一般道路との交差点の安全対策を講じられたい。

(3) 環境保全型農業直接支援対策事業及び農地・水保全管理支払交付金事業に引き続き取り組んでいただきたい。既に取り組んでいる地区での評価は非常に高く、未実施地区での取り組みの推進と引き続き予算の確保に努められたい。

(4) 農耕地への不法投棄の防止対策として、看板の設置や市広報紙に注意喚起を掲載するなどの対策をお願いしたい。特に悪質な事件については、警察との連携強化により再犯防止に努められたい。

(5) 市街化区域内の農地を保全し、良好な都市環境を保持するため、買い取り申し出等により減少した生産緑地を補うなど、現在生産緑地の指定を受けていない農地についても追加指定を認めるよう指定基準の見直しを図られたい。

15ページに移りまして、4番目の要項項目です。地域共生推進対策。

(1) 野田ブランド農産物の知名度アップに向けて農業者と商工業者が連携した販売戦略について研究し、多様な対策を講じられたい。

(2) 新鮮で安全・安心な農産物を地域住民に供給するために、南部地区に直売所を設置されたい。また、地産地消のさらなる推進に向け、市内各地に小規模な直売所の増設を図られたい。

(3) 野田市農業の振興を図るシンボルとして、「農産物販売所・観光農園・レストラン・農産物製造所・体験農園等」の多目的な総合施設の建設を検討されたい。

16ページに移りまして、5番の税制対策。

(1) 国民健康保険税の資産割の算定から農用地を除外されたい。

(2) 農家の税負担の軽減策として、農家の宅地内にある農業用施設用地に係る固定資産税については農地並み課税に見直すことをお願いしたい。

最後に6番目、その他です。

(1) 建議の要望事項について文書で回答を示すとともに、市当局と農業委員との話し合いの場を設けられたい。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は挙手をお願いいたします。

竹内委員。

竹内委員 まず1番目の農業生産基盤対策の中に、T P P参加に反対するということが書かれているんですけども、今、私たちの議会の中で環境経済委員会に、ことしの6月、J Aちば東葛のほうからT P Pに参加するのは反対であるという陳情が出されております。それに対して、この6月議会そして9月議会、両方通して継続審議というふうに取り扱っております。そういう中で私どもがこれに何も申さずに賛成していくというのは許されるものではないので、これに対して賛否をとられたときには、ちょっと賛成しかねるということをおしえておきたいと思っております。

その上で、この建議書そのものが農業委員会の採決をとって提出されるものなのか、それとも農業委員全員の総意のもとでつくられたものとして提出されるのか、その辺のこともちょっとお聞きしたいと思っております。

議長 今の竹内委員の発言に対し、事務局に答えてもらってからでよろしいですか。その前に。今、竹内委員から質問があったんですが、事務局で。

事務局長 まず、全体で多数決をとって、それも含めて多数決をとって採決するのかということですが、事務局としては全員賛成という形の中で、建議をまとめて市長のほうに提出したいというふうに考えております。

それから、この(4)のT P Pの関係で事務局のほうでミスがございまして、ちょっと訂正をさせていただきたいところがございます。この中に野田市農業への影響額は「21億円の減額」、それから「25%の減少」というふうに書いてありますけれども、これは農政課のほうから資料をいただいたものでございますけれども、農政課のほうに再度確認をしましたところ、これはあくまでも内部資料で、対外的に発表できるような資料ではないということで、これは削ってほしいというような申し出がございましたので、この数値の削除と、ちょっと内容を変更させていただきたいということでございます。

T P Pの参加反対について、事務局として今考えているところなんですけれども、たしか1月に全国農業会議所のほうから、T P P反対署名活動についての協力をお願いしますというようなお話がございまして、2月の農業委員会の総会でこれについて取り扱いを協議をいたしました。このときにT P P反対署名活動、これに反対という立場の委員さんが

いらっしゃいました。また、このようなT P P問題は、委員においても意見の分かれるところでありましたので、総会の議案として取り上げて、審議して、多数決で決する方法はとりませんでした。総会を閉じて、一たん総会を閉会しまして、その後で全員でどうするかを協議いたしました。そのときの結論では、T P P反対署名活動は、農業委員会の活動の一環とはするが、このような問題は委員さんの意見が分かれるところであるので、署名活動をしたい人は署名活動をする、また署名活動をやりたくない委員に対しては署名活動を強制しないことということになりました。

繰り返して言いますと、要するにT P P反対署名活動の実施については総会の議案には出さなかったと、また、署名活動の実施は委員の判断に任せるという対応をとらせていただきました。それでT P P問題については、野田総理大臣が既にT P P交渉に参加すると表明しておりますし、また、先ほどのT P P署名反対運動につきましては、結果として署名活動は強制しないで委員の判断に任せるということになったところでございます。

ということで、以上を踏まえまして結論として、結果として建議の内容については事務局のミスがあって訂正しなければならない箇所があること。また、建議については全員一致で賛成できるような内容にしたい。それで市長に提出したいということを事務局としては考えておりますので、このT P P問題に関する新しい建議の案をちょっと事務局で作成いたしました。それをこれから配らせていただきますので、それについてちょっとご意見を伺いたいと思いますので。（「議長、それ配るの、ちょっと待ってくれや」の声あり）

議長 石山委員。

石山（光）委員 事務局の意見として今述べていましたけれども、全員一致がいいというような話もありました。それはもちろん理想であって、この27名の委員が全員一致でそのとおりだということになるのは、それは一番いいに決まっているわけですよ。じゃ、一致しなければ決定し要望することができないのかということになっちゃう。全くそういう話じゃなくて、先ほどから言われているように、都道府県議会でも市町村議会でも、圧倒的な地方議会が反対しておるんですよ。全員が反対だったかと言ったら、そうじゃなく、この中には賛成の委員だっていたわけですからね。ですから、あくまでも民主主義の原理であって、絶対多数の人たちが農業を守るためにこうすべきだということであれば、全員一致じゃなかったって、我々農業委員会としては、農業委員として農家のため農村のため、ひいては全国消費者の利益のために頑張らなくちゃならないというのは我々農業委員の任務ですから、当然全員一致じゃなくてもきちんとした決議をして出すべきだというふうに思うんですね。内容をあやふやな形で、だれもが抵抗のないようにごまかすのは、まさにこれはごまかしであって、そういう方法は私はとるべきじゃないというふうに思うんです。

というのは、さっきも研修会の際に言いましたけれども、我々はどれだけ今までだまされてきたか、WTO、ガット・ウルグアイラウンドのときだって、日本の農業は決していじめませんと、何としても保護政策を確立しますということで、6兆1,000億の特別予算を組んで政府は対応したわけですよ。ところがその金どこに使われたかと言ったら、圃場整備だなんだかんだ、いわゆる農家の懐をあっためるために使った金というのは一銭もないんですよ。そうじゃないでしょう。圃場整備だ何だって国が半分、県が4分の1、あと市がその2分の1だし、我々耕作者まで、地権者まで負担してあの圃場整備だって進めているわけですよ。ところが当時2万4,000円もしていた米が、最終的には細川政権のときに完全自由化されたんだけど、実際に今、去年だって入札価格から割り出して生産者に支払われてきた金は1俵1万1,000円しか払われていないんですよ。2万4,000円の米が1万1,000円になって、確かに労賃は、いい田んぼにするために労力は少なくなりましたよ。けども、それほど半額以下にまで農産物価格を、米の価格を落とされて、どうやって農家が生きていくんだ。

そうやって、きのうだって日本の消費者の食料を、本当に安心・安全の食料を守れるのかと言ったら、消費者の利益の立場に立ったって、決してこれはいいことではない。守れるはずがないというふうに考えざるを得ないんですよ。そういう立場に農業委員会は立ったときに、TPPという、いわゆる一切の関税を取り除くということが大前提なわけですから、今でもFTAだなんだかんだと、幾らでも条件付きの貿易自由化はどんどん進めているわけですよ。一切関税を撤廃するというこのTPPに加わらなかつたら、日本の経済は失速しちゃうとか、いろんなことを言っている人もいますけれども、そういう問題じゃないんですよ。日本の一番大事な食料を、すべての消費者に保障していくという農業の重要な役割を、我々は守り抜かなくちゃならないんですよ。

そういう立場から立ったら、私はあくまでもこの原案は正しいというふうに考えますので、私は創案した農業委員会運営委員会の議長を務めさせていただいているので、この内容は決して農家の損得の問題だけで考えているんじゃないでして、日本の消費者全体の将来に渡ってのことを考えた上での当然の要望だということで、全員一致で運営委員会ではまとめたものでございますので、そういう立場でぜひとも、すべての人たちが意見を述べる権利はあるわけですから、大いに意見を出し合って、できることならば全員一致が望ましいけれども、どうしてもそれはできないという人がいれば、それはそれでやむを得ないことであって、決定をしていただきますようお願いをしたいと思います。

事務局長 今、原案どおりでいくかというご発言でございましたが、この(4)番の途中経過の「野田市の農業算出額は21億円の減額となり、25%の減少となる」、これは削除しなくてはなりませんので、原案どおりというわけには、ご提案どおりにはいきませんので、

よろしく申し上げます。

石山（光）委員 農政課が困るというんなら、表に出されては困るというんなら、別に農水省で出している試案をここに出す分には構わないでしょう。農水省は堂々と発表しているんだから。

事務局長 これは野田市に影響があると、農政課は……

石山（光）委員 野田市が困るというんだったら、カットすればいいでしょう。

事務局長 だから、これはカットで、石山さんの意見で言いましても、この部分はカットしていただきたいということです。

石山（光）委員 農政課が表に出しちゃ困るというんじゃ、カットせざるを得ないでしょう。

事務局長 はい。それから、事務局としましては、農業委員さんは行政委員会の公な構成員ということもございしますが、個人的には農家さんということで、農家さんのご意見を主張したいという立場で、公に2つの意見があるかもしれません。私の考え方なんですけれども、私的な部分と……

石山（光）委員 ちょっと待ってくれよ。私の考え方、私の考え方と、さっきから発言しているけれども、農業委員会の事務局は一切介入のないように。発言する権利はないんですよ。

事務局長 ただ、提案というか……

石山（光）委員 提案する権利も、ないんですよ。

事務局長 そうですか。じゃ、わかりました。すみません。

石山（光）委員 農業委員会で決めたことをきちんと実行すればいいんですよ、事務局は。全く趣旨が違うでしょう。

事務局長 はい。

議長 今、石山委員から発言があったんですが、中村委員からもありますので。

中村（利）委員 建議は建議でもう出ている話ですから、やはり決をとって、要するに出すものを出すと。それから、今言ったものは削除しなくちゃならないということですから採決する場合は、私のほうは一応退席させていただきますので、その旨、一応お願いします。（「ちょっと議長」の声あり）

議長 ちょっと待って。まだ意見がありますので。

宇野澤さん。

宇野澤委員 今、何か事務局でこちらのものを配ってくれて、何か別のものもあるんですか。

事務局長 一応そういう反対の原案では討論の採決に加わらないというお話がございましたので、事務局としての提案ですか、それを考えた。今、石山委員さんから、そんなのダメなんだというお話がありましたので。

石山（光）委員 事務局は提案する権利はないんだよ。

議長 渡辺委員。

渡辺委員 今、全員賛成でこの建議書を出すかという問題、これは当然だと思います。ただ、この建議書を出して市の方向性というんですか、議会では先ほど竹内委員がおっしゃったかたちで、結論を出さないで、ずっとそういう形で何か月間も進んじゃっている。そいつを早く出してくださいというのが、農業委員会としての要望として出す、それが建議書の一つじゃないですか、と私は思うんですけども。

議長 先ほどから意見の分かれるところがあるという観点からの話なので、反対の趣旨は伝わっていると思うんですよ。用意してくれたという腹案について、まだ配っていないですけども、それを配ることにどうでしょうか、皆様のご意見いただかないで、今、石山委員のようにこのままいくんだという意見と、採決のときは賛成しないんだよという意見との中で、代替案で修正案を皆さんに手元に渡すということについて、皆様のご意

見を拝聴したいと思います。

青木委員 向こうで決まったことに対しての決をとらなくちゃいけないんじゃないの。まだそこに立つとか、そういうのじゃなく。議長、運営委員会で決まったことがこれに載ったんでしょ。載ったら間違いがあったと。その数字だけを消したやつですか。

議長 今までの流れの中でも意見が分かれるところもあるから、賛成できないというお話で、こういう形になっていますので。

青木委員 だけど、議長、運営委員会で決まったことだから、それはやはり皆さんの委員の人で賛成、多数で決をとることが一番大切だと思うんですよ。私はそう思いますけれども。それからの話じゃないですか。じゃ、運営委員会できないからね。そのままになっちゃいますよ。

鳩貝委員 竹内さんのちょっと確認なんですけど、野田市の議会ではまだちば東への陳情書は採択されてないんですか。

竹内委員 されていません。継続審議です。

鳩貝委員 継続審議。

竹内委員 はい。この12月議会でまた諮って、それをどう取り扱うかは、議会に入らないと。

瀬能委員 渡辺さんが先ほど言われたような形ですね。やはり農業委員としてはこのT P Pに関するのを、できるならば全会一致で賛成して、先ほどの市議会のほうの、それがスムーズに行くように、そういうことも逆につけ加えて建議書として出すべきだと思います、我々としては。市で何カ月もやっているようなことじゃなくて、農業委員としてやはりそれは早く進めてもらいたいと。そういうことを付け加えて、やってもらいたいと私は思います。ですから、先ほどの数字を消すということはよろしいかと思えますけれども、運営委員会で大分検討してくれた内容だと思いますし、渡辺委員が言うような形で、我々としてはできるだけ早くT P Pの問題についても反対を野田市で決めてやっていくようなことを、ぜひ建議の中に入れてやっていただきたいというふうに私は思います。

議長 ほかに違う角度からのご意見はありますか。もしないようでしたら……

石井委員 その建議のことじゃないんですけれども、この中に、ちょっと聞いておきたいのは、農道が何で市に移管されてないのかなと思うんですよ。

議長 農道が市に移管されていないと。

石井委員 そう。ほかの市町村では市に移管されているんだよね、農道が。

渡辺委員 余り広げていっちゃっては、建議の話がちょっと。今の石井さんのご意見、これは私、改良区のほうの立場としましては、物すごく違和感があるわけなんですけれども、そういろいろやると余計おかしいということは、これはあとで必ず議論するようなことで。

議長 TPPの4番について協議していたんで、今の農道についてちょっと私もあれなんですけど、意見が出尽くしたら採決に入りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 それでは建議書の訂正について、野田市農政課が示した数字については削除ということで、この分を削除したほかは原案どおりということで賛成の方の挙手を求めます。
(挙手多数)

「賛成多数」により可決されました。

石山(光)委員 正確には賛成、反対のある場合は、賛成何人、反対何人、退席何人というふうに数を明確にしないで済みますよ。

鳩貝委員 退席は反対じゃないよ。

議長 失礼しました。

「全員賛成」と認めます。

よって本案は原案どおり可決されました。

議長 次に移ります。

報告事項。報告第1号から第5号について一括して事務局の説明を求めます。

農地係長 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、1ページに2件。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページに2件。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、3ページから6ページに12件。

報告第4号 農用地集積計画の中途解約につきましては、7ページに2件。

報告第5号 農地の現況に関する照会については、8ページに登記官照会が2件、9ページに執行官照会が2件となっております。

以上は、添付書類を含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま報告事項の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は挙手をお願いいたします。（「なし」の声多数）

「異議なし」と認めます。これらは報告案件でございますので、ご了承いただきたいと思います。

以上で本日すべての議事が終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（午後 4時00分）